

## 財務諸表に対する注記

### 1. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準と評価方法

最終原価法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

定額法による減価償却を実施している。耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の別表に定めるところによっている。

(3) 引当金の計上基準

退職金の年度末における要支給額を上限として計上している。

(4) リース取引の処理方法

単年度ごとの賃貸借契約（買取規定なし）によっている。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

(6) 事業収入から法人会計への繰入

公益目的事業収入の4%を法人会計に繰入している。

### 2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産（定期預金）	100,000,000	0	0	100,000,000
小 計	100,000,000	0	0	100,000,000
特定資産				
退職給付引当資産（定期預金）	22,574,241	7,244,503	18,486,000	11,332,744
退職給付引当資産（普通預金）	7,244,503	30,889,649	7,244,503	30,889,649
小 計	29,818,744	38,134,152	25,730,503	42,222,393
合 計	129,818,744	38,134,152	25,730,503	142,222,393

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財 産からの充当額)	(うち負債に対応す る額)
基本財産(定期預金)	100,000,000	0	100,000,000	—
小 計	100,000,000	0	100,000,000	—
特定資産				
退職給付引当資産	42,222,393	0	0	42,222,393
小 計	42,222,393	0	0	42,222,393
合 計	142,222,393	0	100,000,000	42,222,393

4. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上 の記載区分
人権啓発活動等補助金	法務省	0	42,468,000	42,468,000	0	
合 計		0	42,468,000	42,468,000	0	